

見延自治会規約

第1章 総則

第1条（名称） この会は、本巢市見延自治会、通称「自治会」と称する。

第2条（事務局） 自治会事務局は、見延自治会長宅に置く。

第2章 目的

第3条（目的） 自治会の目的は次の通りとする。

自治会会員相互の親睦を図り明るく、楽しく、住み良い環境を作り社会の発展に寄与する。

第3章 事業

第4条（事業） 自治会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 見延自治会総会等において決定された事業の実施に関する事。
- (2) 自治会所有施設の維持修繕、改善に関する事。
- (3) 自治会内の道路用排水等および環境保全に関する事。
- (4) 自治会会員の親睦と相互理解と知識向上に関する事。
- (5) 市等の事業への参加に関する事。
- (6) 同一目的を有する他団体との協力提携に関する事。
- (7) その他目的達成のために必要な事。

第4章 自治会会員

第5条（資格） 本巢市見延地域に居住する住民とする。

第6条（入会） 第5条に定める資格を得たものが自治会会員になるためには、当該組に入会届を提出し、町内会長会で決定する。

第7条（退会） 自治会会員は、次の理由により退会する。

第5条に定めた資格の無くなった場合。

第8条（権利） 自治会会員はすべての事業に参加し平等な取扱いを受ける権利を有し、如何なる場合においても人種、宗教、信条、性別、門地又は身分によって自治会会員たる資格を失われない。

第9条（義務） 自治会会員は、規約及び町内会長会の決定事項に協力する。また自治会会費を納入する義務を負う。

第5章 組織

第10条（組織） 自治会は1～11番組の自治会会員で組織する。

第11条（運営） 自治会は事務局及び町内会長等を置き自治会全般の運営にあたる。

第12条（1～11番組） 各組は、町内会長会決定事項の周知を計り、各組の特殊事情に基づく事項について自主的に運営にあたる。

また、自治会会員の異動等については、その都度報告し入会の場合は、入会届とともに自治会会費を納入しなければならない。

第6章 機関

第13条（機関） 自治会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 町内会長会
- (3) 役員選考委員会

(4) 公民館建設検討委員会

第1節 総会

第14条（総会） 総会は自治会最高の決定機関であり各組の新旧町内会長で構成し、毎年原則として3月に自治会長が召集し、議案を審議決定する。

第15条（臨時総会） 自治会長は、町内会長会が必要と認めた時、又は自治会会員の3分の1以上の要求があった時、臨時総会を招集しなければならない。

第16条（報告） 町内会長は、各組の会員に対して、総会決議事項等を報告しなければならない。

第17条（総会の附議事項） 下記の事項は、総会において附議されなければならない。

- (1) 自治会の事業計画
- (2) 予算決算の報告承認
- (3) 規約の変更
- (4) 自治会費の決定
- (5) その他重要議案の決議

第2節 町内会長会

第18条（町内会長会） 町内会長会は、各組選出の町内会長で構成し、総会の決議事項を執行する機関である。

第19条（町内会長会の開催） 町内会長会は、原則として月1回開催する。また必要に応じて臨時に開催する。

町内会長会の議事は出席委員の過半数を持って決し、可否同数の時は自治会長の裁定により決する。

第3節 役員選考委員会

第20条（役員選考委員会） 役員選考委員会は、自治会役員の改選時に設置し、役員(自治会長、副自治会長、書記、会計)の選考を行う。選考された役員は町内会長会の推薦を受け、総会で承認する。

2 会計監査員は町内会長の互選により選出する。

第21条（役員選考委員） 役員選考委員は、各組の新旧町内会長とする。(交代の無い組は、代表を一人選ぶ)

第22条（役員選考委員会の設置・解散） 見延自治会長が必要(改選時)と認めた時設置し、役員の選考が終了し、町内会長会への推薦決定次第解散する。

第4節 公民館建設検討委員会

第23条（公民館建設検討委員会）

第3章事業第4条(事業)(2)に係る見延公民館の建設について、中長期的な見解に基づき検討を行う。

検討委員は自治会長が収集し、原則として年1回行う。

第24条（公民館建設検討委員）

委員は町内会長および学識経験者等で組織する。

第25条（公民館建設検討委員会決定事項）

検討委員会決定事項については、見延自治会総会に諮問する。

第7章 役員

第26条（役員） 自治会に次の役員を置く。

- (1) 自治会長 1名
- (2) 副自治会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査員 2名
- (6) 町内会長 11名(各組1名)

第27条（役員の任務） 役員の任務は、次の通りである。

- (1) 自治会長は、自治会を代表し、自治会業務を統括する。また、各組の墓地役員を掌握し墓地の維持管理にあたる。

(2) 副自治会長は、自治会長を補佐し、自治会長に事故ある時は、これを代行する。

副自治会長の内1名は、公民館活動・社会教育関係等の業務を担当し、他の1名は防災・環境保全関係等の業務を担当する。

(3) 書記は、自治会長を補佐し、自治会業務を行うとともに会議等の大要を記録整理する。

(4) 会計は、自治会長を補佐し、自治会業務を行うとともに自治会の出納管理を行う。

(5) 会計監査員(2名)は、自治会事業報告書(収支決算)を監査する。

(6) 町内会長は、自治会業務を行う。

第28条 (役員の任期) 自治会長、副自治会長、書記、会計の任期は2年とする。会計監査員の任期は1年とする。町内会長の任期は各組により決定する。

2 役員の再選は妨げない。

第8章 褒賞

第29条 (褒賞) 自治会に特に貢献し、功労のあった者は、総会で表彰する。

第9章 会計

第30条 (自治会の経費) 自治会の経費は次の収入でまかなう。

- (1) 自治会費
- (2) 臨時自治会費
- (3) 事業収益金
- (4) 寄付金
- (5) その他

第31条 (自治会会費) 自治会会費の額及び徴収方法等については、総会で決定する。

第32条 (財産管理) 自治会の財産管理及び収支については、自治会長が責任を負う。

自治会を転出、脱退した者の既納自治会会費、その他金品は返却しない。

第33条 (会計年度) 自治会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。細部については町内会長会で決定する。

第34条 (会計内容の公表) 会計監査を経て会計内容を文書で公開する。但し細部については、その限りではない。

第35条 (その他) その他会計に関することは、町内会長会で決定する。

第10章 附則

第36条 (規約の変更) この規約変更は、総会において過半数の同意を経なければならない。

第37条 (規約の解釈) この規約に疑義が生じた場合は、町内会長会で解釈しその都度、各組に周知する。

第38条 (規約の改定 施行)

見延区規約(昭和56年4月1日制定、平成3年2月7日改定)は廃止する。

- 2 平成13年4月1日 見延区規約制定、施行
- 3 平成14年4月1日 罰則規定削除 改定、施行
- 4 平成16年2月1日 見延自治会規約制定、施行
- 5 平成24年4月1日 公民館建設検討委員会新設 改定、施行
- 6 平成26年4月1日 見延自治会11番組新設 改定、施行
- 7 平成27年4月1日 役員定数の変更 改定、施行